

青森県立高等学校入学者選抜に関する
報 告 書

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会

平成25年3月26日

青森県教育委員会

教育長 橋 本 都 殿

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会

会 長 佐 々 木 俊 介

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会は、貴職から依頼された青森県立高等学校入学者選抜における検討事項について、慎重に研究協議を重ねてきました。

ここに、その結果を報告します。

目 次

はじめに	・・・	1
Ⅰ 現行制度導入の経緯	・・・	2
1 前期・後期入学者選抜制度の導入	・・・	2
2 前期・後期入学者選抜制度の改善	・・・	3
Ⅱ 現行制度の成果と課題	・・・	4
1 現行制度をめぐる状況	・・・	4
2 成果と課題	・・・	4
Ⅲ 今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方	・・・	8
1 改善の方向性	・・・	8
2 改善の具体策	・・・	10
3 留意事項	・・・	11
結びに	・・・	12
＜付録資料＞		
資料1 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会設置要項	・・・	13
資料2 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会委員及び同専門委員会 委員名簿	・・・	15
資料3 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会及び同専門委員会開催 状況	・・・	16

はじめに

県立高等学校入学者選抜制度は、平成20年度に設置した県立高等学校入学者選抜研究協議会の報告書を受けて、平成22年度入学者選抜から改善を加え現在に至っている。

現行制度は、選抜を前期と後期に分けて行い、前期選抜において一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、5教科による学力検査と中学校が作成する調査書等に基づき、各県立高等学校が提示する「求める生徒像・選抜方法等一覧」に照らして総合的に判断し入学者を決定している。後期選抜においては一般と特色の枠を設けず、学力検査は3教科で行っている。この制度の趣旨は、すべての受検生に原則2回の受検機会を与えるとともに、学力だけに偏らない多様な能力、意欲等を適切に評価し、選抜することである。

しかしながら、中学校の学習指導要領の改訂など、現行制度をめぐる状況は大きく変化しており、中学校、高等学校及び保護者からの聞き取り調査において、様々な課題が浮かび上がってきたのも事実である。

このような状況を踏まえ県教育委員会は、本県の子どもたちの不断の努力が報われる入学者選抜制度の在り方について検討するため本研究協議会を設置し、平成24年7月2日に第1回会議を開催した。この会議において、以下の研究協議事項が依頼された。

- (1) 現行制度の成果と課題
- (2) 今後の入学者選抜制度の在り方（受検機会、選抜日程、選抜方法）

また、本研究協議会には、専門委員会を置き、専門的事項を調査するとともに論点整理や研究協議の過程で必要となる資料等の作成を行ってきた。

本研究協議会は、県教育委員会より依頼された研究協議事項に関する検討結果をまとめ、ここに報告するものである。

I 現行制度導入の経緯

1 前期・後期入学者選抜制度の導入

平成15年度に設置した県立高等学校入学者選抜研究協議会では、推薦制度の発展的解消と受検機会の複数化、選抜における学校裁量の拡大、通学区の見直し、入学者選抜に係る情報の公表、特別な配慮を要する生徒の取扱い等に関する意見をまとめた報告書が提出された。県教育委員会は、この報告書を受けて逐次改善を進める中で、平成18年度入学者選抜から前期・後期制度を導入した。

なお、同協議会の報告書を受けて改善した主な内容は、以下のとおりである。

- ・通学区域を県下一円に変更
- ・合格者の受検番号を各高校のホームページ上で公表
- ・前期・後期制度導入
- ・学校裁量の拡大、求める生徒像・選抜方法等一覧（各高校が定める選抜方法等を事前に公表）の作成

平成18年度入学者選抜から実施された前期・後期制度の概要

(1) 前期選抜（2月下旬実施、3月上旬合格発表）

- ア 募集人員 ・10%～90%の範囲内で各高校が定める。
- イ 選抜方法 ・県で統一した国語、社会、数学、理科、英語の5教科（以下「5教科」という。）の学力検査を実施する。
 - ・学校裁量により面接や実技検査等を実施する。

(2) 後期選抜（3月中旬実施・合格発表）

- ア 募集人員 ・10%～90%の範囲内で各高校が定める。
- イ 選抜方法 ・学校裁量により面接、実技検査、志願理由書、適性検査、口頭試問、自己PR、小論文及び作文等の選抜資料を選択し、実施する。

(3) その他

- ・前期選抜合格者は後期選抜に出願できない。
- ・後期選抜には学力検査を課さない。

2 前期・後期入学者選抜制度の改善

平成20年度に設置した県立高等学校入学者選抜研究協議会では、後期選抜が調査書及び各学校が定める選抜資料等により行われていることへの不透明感、特色化選抜の趣旨が十分に理解されず、後期選抜に出願しないなど受検機会の複数化が生かされていないとの課題が指摘された。

また、選抜日程については、2月下旬に前期選抜を実施することから、中学校3年生の授業時数を十分に確保できないことや、卒業式に前期合格者と不合格者が混在し、卒業の喜びを共有できず指導が難しいとの指摘があり、これらの意見をまとめた報告書が提出された。県教育委員会は、この報告書を受けて平成22年度入学者選抜から改善を図り、その主な内容は以下のとおりである。

- ・前期選抜を3月上旬に移行・実施
- ・前期選抜において、一般選抜枠（学力検査と調査書等を選抜資料の基本とする選抜）と特色化選抜枠（多様な能力、意欲等を重視する選抜）を設定
- ・後期選抜に国語、数学、英語の3教科（以下「3教科」という。）の学力検査を導入
- ・調査書における、検定等資格取得の点数化の廃止
- ・志願理由書の廃止

平成22年度入学者選抜から実施された現行制度の概要

（1）前期選抜（3月上旬実施、3月中旬合格発表）

- ア 募集人員 ・10%～90%の範囲内で各高校が定める。
 - ・一般選抜枠に加え、特色化選抜枠を10%～50%の範囲で各高校が定める。
- イ 選抜方法 ・県で統一した5教科の学力検査を実施する。
 - ・学校裁量により面接や実技検査等を実施する。

（2）後期選抜（3月中旬実施・合格発表）

- ア 募集人員 ・10%～90%の範囲内で各高校が定める。
- イ 選抜方法 ・県で統一した3教科の学力検査を実施する。
 - ・一般選抜のみとし、特色化選抜は実施しない。
 - ・学校裁量により面接、実技検査、作文等の選抜資料を選択し、実施する。

- （3）その他 ・前期選抜合格者は後期選抜に出願できない。

Ⅱ 現行制度の成果と課題

1 現行制度をめぐる状況

現行制度は、平成22年度入学者選抜から実施され、平成25年度入学者選抜で4年目を迎えた。

この間、県教育委員会では、毎年入学者選抜終了後、中学校及び高校関係者の意見をもとに、現行制度の実施上の諸課題について改善を図ってきた。

このような中、中学校の学習指導要領が改訂され、中学校3年間の授業時数が2,940時間から3,045時間（105時間増）に増加し、中学校3年生で見ると35時間の増加となった。

また、平成24年5月、入学者選抜制度について県内PTA関係団体等に対する聞き取り調査を実施したところ、特色化選抜に対する肯定的な意見がある一方、現行制度が分かりにくいといった意見や改善を要望する意見等も多く見られた。

2 成果と課題

本研究協議会では、現行制度をめぐる状況を踏まえ、現行制度に関する成果と課題について、受検機会、選抜日程、選抜方法という3つの観点から協議を行い、その結果を次のとおりまとめた。

(1) 受検機会

	成 果	課 題
進路指導 (進路選択)	<p>○受検機会の複数化により、前期選抜では受かる高校よりも行きたい高校を受検する傾向が見られる。</p>	<p>○ほとんどの学校が前期90%、後期10%となっており、後期は募集人員が少なく志願倍率が高くなるため、受かる高校を選択する傾向にあり、不本意な進路選択となっている生徒もいる。</p>
心理的負担	<p>○再チャレンジの機会が与えられ、受検生の心理的負担が軽減された。</p>	<p>○前期不合格者の中には、募集人員を前期・後期に分けていなければ合格していた生徒もいることから、不合格を経験する者を増やし、心理的負担を与えている。</p> <p>○前期・後期選抜ともに不合格となった生徒の失望感など心理的影響は大きく、後期選抜終了後の指導は難しい状況にある。</p>

(2) 選抜日程

	成 果	課 題
学校行事を含む教育活動	○前期選抜を2月下旬から3月上旬に移行したことにより、前期合格発表前に中学校の卒業式が可能となり、合格者、不合格者が混在することなく卒業の喜びを共有できるようになった。	○高校では多くの教職員が2月下旬から3月中旬まで入学者選抜業務に携わるため、在校生の授業や学校行事等に十分に対応できないなど影響が出ている。
授業時数の確保	○学力検査を課す前期選抜が3月上旬に移行したことにより、受検前に授業時数(中学校の旧学習指導要領)が確保され、受検に臨めるようになった。	○中学校の学習指導要領の改訂に伴い、増加した授業時数(中学校3年生では年間35時間増)を確保するため、学校行事等を削減するなど影響が出ている。
進路指導(進路選択)	○前期合格者の発表が遅くなったことにより、高校入学時までの期間が短縮された。	○前期選抜と後期選抜の間が短いため、前期不合格となった生徒が立ち直る時間的余裕がなく、後期選抜に向けて十分な指導ができない状況にある。
校内業務		○3月に2回の入学者選抜を行うため、中学校、高校ともに慌ただしい中であってミスが許されない期間が長く続き、精神的負担は大きい。

(3) 選抜方法

	成 果	課 題
学力向上	<ul style="list-style-type: none"> ○前期・後期ともに受検生が同じ条件のもと学力検査に臨むことにより、学習意欲が高まり、学力の向上につながった。 	
透明性	<ul style="list-style-type: none"> ○「求める生徒像・選抜方法等一覧」により、各高校の入学者選抜の方法（一般選抜枠・特色化選抜枠）、評価基準が明示されたことから、入学者選抜の透明性が高まった。 ○後期選抜に3教科の学力検査を加えたことから透明性が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般と特色化のどちらの選抜枠で合格したか分からない制度となっていることから、受検生、保護者から不透明であるとの指摘がある。 ○特色化選抜枠の基準については、中学校により開設している部活動の種類や特別活動等に差があり、不公平であるとの指摘がある。 ○後期選抜では、受検生や高校側の負担軽減を図るため3教科の学力検査としたが、社会、理科が得意な生徒は不公平感を抱いている。
特色化選抜	<ul style="list-style-type: none"> ○一般選抜に加え各高校が独自の観点で生徒の多様な力を評価する特色化選抜に対し保護者から支持する声がある。 ○高校が選抜基準、選抜方法を設定できるなど学校裁量が拡大されたことにより、特色ある学校づくりにつながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特色化選抜は、学校や学科ごとに差があり、受検生、保護者からは複雑で分かりにくいとの指摘がある。 ○一部の普通高校において、特色を生かした選抜基準を設定することが難しいとの指摘がある。

Ⅲ 今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方

1 改善の方向性

今後の入学者選抜制度の在り方について、受検機会、選抜日程、選抜方法に関する成果と課題を踏まえ、改善策を検討するにあたり、受検機会と選抜日程が密接に関わることから、「受検機会と選抜日程」、「選抜方法」という観点から、以下のとおり改善の方向性をまとめた。

(1) 受検機会及び選抜日程

ア 中学校の学習指導要領に定められた授業時数等の確保

現行制度において前期選抜を2月から3月に移行させたものの、学習指導要領に定められた授業時数や学校行事等の時間を確保するために、さらに選抜日程を遅らせる必要がある。

イ 受検生の心理的負担への配慮

複数の受検機会を保障する一方、募集人員を前期・後期に分けたことにより、前期選抜では不合格を経験する者を増やし、さらに前期・後期ともに不合格となる生徒もいる。また、前期では行きたい高校に挑戦する一方、後期の志願倍率が高く、不合格の不安から進路変更し、不本意な進路選択となっている生徒もいる。

ウ 選抜日程の長期化による教育活動への影響

3月に前期・後期の入学者選抜が行われるため、中学校・高校ともに慌ただしい状況が長く続き、在校生の授業や学校行事等に影響が出ている。

これらの観点から、前期・後期2回の入学者選抜によって長期化していた選抜日程を短縮し、入学者選抜の実施日を可能な限り遅らせるために、受検機会を一本化することが望ましい。

なお、受検機会の一本化にあたり、1回の入学者選抜により欠員が生じた場合は、補充するための入学者選抜を実施することが望ましい。

(2) 選抜方法

ア 確かな学力の向上

前期選抜は、すべての受検生が同じ条件のもと 5 教科の学力検査に臨むことにより、学習意欲が高まり、学力の向上につながった。一方、後期選抜では負担軽減のため学力検査を 3 教科で実施しているが、前期選抜と同様 5 教科の実施を望む声がある。

イ 特色化選抜の改善

各高校が定める選抜方法等によって生徒の多様な能力、意欲等を適切に評価する特色化選抜は、受検生・保護者から支持する声がある一方、学校や学科ごとに差があり、複雑で分かりにくいとの指摘や、一部の普通高校から特色を生かした選抜基準を設定することが難しいといった声がある。

ウ 選抜の透明性の確保

各高校が示す「求める生徒像・選抜方法等一覧」がすべての受検生に配布され、選抜方法等を事前に公表することで透明性が高まった。一方、選抜結果に関して学力検査の得点を口頭開示しているが、一般と特色化のどちらの選抜枠で合格したかについては口頭開示の対象となっていないため、受検生・保護者から不透明であるとの指摘もあり、その扱いについては意見が分かれた。

これらの観点から、現行制度の成果を生かし、すべての受検生を対象に 5 教科の学力検査と調査書等を中心とした選抜を実施することを基本とする。

また、一本化により実施される入学者選抜においては、一般選抜と特色化選抜を行うこととし、特色化選抜については、現行制度の課題について改善を図り、実施することが望ましい。

ここで述べる一般選抜とは、5 教科の学力検査と調査書、面接を選抜資料の基本とし、必要に応じて作文及び実技検査等を選抜資料に加えることができる選抜である。特色化選抜とは、一般選抜と同じ選抜資料をもとに、選抜資料の配点等について工夫し、各高校が定める選抜方法等によって受検生の多様な能力、意欲等を適切に評価する選抜である。

なお、特色化選抜の実施については、一部の普通高校において特色を生かした選抜基準の設定が難しいなどの理由から各高校が必要に応じて実施を選択できるとする意見と、現行制度の成果を生かしすべての高校において実施すべきという意見があったことを付す。

2 改善の具体策

(1) 受検機会

ア 受検機会は、一本化することとし、1回の入学者選抜で全募集人員を一括募集する。

イ 欠員が生じた高校については、補充のための入学者選抜を実施することが望ましい。なお、この選抜の名称は、選抜が2回あるような誤解を招かないようにすることが望ましい。

(2) 選抜日程

ア 入学者選抜の実施日は、中学校の学習指導要領の改訂により増加した授業時数を確保するため、可能な限り遅らせる必要がある。

イ 合格発表は、発表前に中学校の卒業式が実施できることや、高校側の選抜業務に配慮する必要がある。

ウ 入学者選抜の全体日程は、私立高校等の入試日程について配慮する必要がある。

エ 具体的な期日については、入学者選抜の実施日は3月8日以降、合格発表は3月14日以降とする。また、欠員を補充するための選抜を含めた全日程は3月20日頃までに終了することが望ましい。なお、期日の決定については、今後の状況の変化や曜日の関係など、中学校及び高校関係者の意向を踏まえ日程調整する必要がある。

(3) 選抜方法

ア 特色化選抜の募集割合は、各学科・コース・部ごとに示された募集人員の50%以下とする。

イ 特色化選抜の募集要件は、多くの受検生の多様な能力、意欲を観る視点に立った内容とすることが望ましい。

ウ 特色化選抜については、この選抜を志願する意志を重視する観点から、出願書類等を通じて意志を確認することが望ましいとの意見があった。なお、出願書類等は、受検生及び中学校側の負担とならないよう配慮する必要がある。

(4) 欠員補充のための入学者選抜

ア 入学者選抜の募集人員に満たない学科・コース・部においては、欠員補充のための入学者選抜を行うことが望ましい。

イ 欠員補充のための入学者選抜は、県立高校の入学者選抜に合格している者は出願できないこととする。なお、欠員補充のための入学者選抜からの受検も可能とすることが望ましい。

ウ 選抜方法は、学力検査、調査書、面接等を中心とした選抜とし、特色化選抜は実施しない。なお、学力検査については、県で統一した5教科の基礎的問題とすることが望ましい。

3 留意事項

(1) 調査書及び面接について

中学校における教育活動全般をより適切に評価するため、調査書の構成、様式等について検討する必要がある。また、受検生の意欲・関心を観る選抜方法として、面接は重要であることから、引き続き実施することが望ましい。

(2) 進路志望状況調査について

受検機会を一本化するにあたり、受検生への適切な進路情報の提供及び中学校の進路指導の実情を考慮し、進路志望状況調査の実施時期を調整する必要がある。

(3) 選抜結果について

選抜結果の受検生への口頭開示の対象を学力検査の得点のみならず、一般選抜と特色化選抜のどちらで合格したかまで広げることについては、さらに検討することが求められている。なお、選抜結果の開示請求は、受検生本人の意思により行われ、その内容は個人情報として保護されるものであることから、中学校及び高校はその取扱いに慎重に対応する必要がある。

結びに

少子高齢化社会や高度情報化・グローバル化の進展、科学技術の進歩といった変化の激しい時代を担う子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」や社会で生きていく意欲をはぐくむことがますます求められている。

このことを踏まえ、高等学校入学者選抜についても、本県の子どもたちが将来の夢や希望を叶えるために、確かな学力を身につける不断の努力や学校生活の様々な活動に主体的に取り組む意欲が適切に評価される制度を目指したものでなくてはならない。

本研究協議会では、中学校、高等学校の教員、教育関係者、保護者の代表がそれぞれの立場から、またその立場を超えて、子どもたちの多様な能力、意欲等を適切に評価される入学者選抜制度となるよう、まず現行制度の成果と課題について協議した。そのうえで、今後の望ましい入学者選抜制度の在り方について、「受検機会」、「選抜日程」、「選抜方法」の観点で慎重に検討し議論を重ね、その結果を報告書としてまとめるに至った。

県教育委員会においては、報告書の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速に新しい入学者選抜制度の構築に取り組むとともに、中学生やその保護者等に対して、十分周知するなどその定着に努められることを期待し、報告の結びとする。

付 録 資 料

資料1 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会設置要項

(設置及び業務)

第1条 青森県立高等学校入学者選抜に関する諸問題について研究協議を行うため、青森県立高等学校入学者選抜研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める協議事項に関する意見を、教育長に報告する。

(組織)

第2条 協議会は、教育長が委嘱する次の18名の委員で組織する。

県立高等学校長	3名
中学校長	3名
小学校長	1名
私立高等学校長	1名
市町村教育委員会教育長	1名
小中学生の保護者	3名
高校生の保護者	2名
教職員組合代表	2名
学識経験者	2名

(会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理し、又は代行する。

(専門委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、教育長が委嘱する次の9名以内の委員で組織する。

県立高等学校長	2名（協議会委員が兼務）
中学校長	1名（協議会委員が兼務）
県立高等学校教頭	1名

中学校教頭	1名
県立高等学校教員	2名
中学校教員	2名

- 3 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、協議会の委員が兼務する。
- 4 委員長及び副委員長は、協議会の会長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理し、又代行する。

(任期)

第5条 委員及び専門委員の任期は、委嘱した日から平成25年3月31日までとする。
ただし、委嘱期間は更新できる。

(会議)

第6条 協議会及び専門委員会の会議は、教育長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、教育庁学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年5月18日から施行する。

資料2 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会委員及び同専門委員会委員名簿

(1) 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会委員

	委員職	委員氏名	所属・役職名
1	会長	佐々木 俊介	公立大学法人 青森公立大学 教授
2	副会長	古山 哲司	青森県立弘前高等学校 校長
3	委員	三上 純一	青森大学 教授
4	委員	月永 良彦	青森市教育委員会 教育長
5	委員	八嶋 成一	学校法人 東奥義塾高等学校 塾長
6	委員	益川 毅	青森県P T A連合会 会長
7	委員	佐藤 江里子	青森県P T A連合会 母親委員会委員長
8	委員	鈴木 美香	青森県P T A連合会 母親委員会副委員長
9	委員	相川 順子	青森県高等学校P T A連合会 会長
10	委員	住吉 治彦	青森県高等学校P T A連合会 副会長
11	委員	山上 肇	青森市立浜田小学校 校長
12	委員	原 朗	青森市立油川中学校 校長
13	委員	山形 明雄	弘前市立第五中学校 校長
14	委員	戸来 忠雄	八戸市立東中学校 校長
15	委員	中道 博章	八戸市立第二中学校 教諭
16	委員	小川 伸悦	青森県立青森高等学校 校長
17	委員	高橋 順	青森県立五所川原工業高等学校 校長
18	委員	谷崎 嘉治	青森県立青森工業高等学校 教諭

(2) 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会専門委員会委員

	委員職	委員氏名	所属・役職名
1	委員長	古山 哲司	青森県立弘前高等学校 校長（協議会と兼務）
2	副委員長	原 朗	青森市立油川中学校 校長（協議会と兼務）
3	委員	山田 由子	青森市立東中学校 教頭
4	委員	工藤 利彦	弘前市立第三中学校 教諭
5	委員	森外 勇一	八戸市立下長中学校 教諭
6	委員	高橋 順	青森県立五所川原工業高等学校 校長（協議会と兼務）
7	委員	松野 洋祐	青森県立田子高等学校 教頭
8	委員	千葉 栄美	青森県立田名部高等学校 教諭
9	委員	小笠原 理高	青森県立名久井農業高等学校 教諭

資料3 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会及び同専門委員会開催状況

	研究協議会		専門委員会	
	開催期日	協議事項	開催期日	調査・検討事項
平成 24年 7月	第1回研究協議会 7月2日(月) ウェディングプラザ アラスカ	1 現行制度導入の経緯 2 研究協議事項・開催予定 3 現行制度の実施状況(成果と課題)について 4 専門委員会の調査事項	第1回専門委員会 7月2日(月) ウェディングプラザ アラスカ	1 現行制度に関する調査日程 2 調査内容・作業
			第2回専門委員会 7月27日(金) 県庁会議室	1 全国の入学者選抜制度の状況について 2 現行制度の実施状況(成果と課題)について
8月	第2回研究協議会 8月8日(水) ウェディングプラザ アラスカ	1 専門委員会から調査・検討の報告について 2 現行制度の実施状況(成果と課題)について	第3回専門委員会 8月29日(水) 県庁会議室	1 現行制度の実施状況(成果と課題)について 2 他県の実施状況について 3 課題解決に向けた意見の方向性(案)
9月	第3回研究協議会 9月20日(木) ウェディングプラザ アラスカ	1 現行制度の実施状況(成果と課題)について 2 今後の入学者選抜制度の在り方について		
10月			第4回専門委員会 10月10日(水) 県庁会議室	1 第3回協議会の再整理事項 2 改善の具体策(案) 3 改善の方向性(案) 4 報告書構成(案)
11月	第4回研究協議会 11月19日(月) ウェディングプラザ アラスカ	1 課題解決に向けた意見の方向性の再整理 2 改善の方向性について	第5回専門委員会 11月7日(水) 教育庁会議室	1 具体例の研究 2 改善の方向性(案) 3 改善の具体策(案)
12月			第6回専門委員会 12月13日(木) 教育庁会議室	1 第4回協議会の再整理事項 2 改善の方向性、改善の具体策 3 特色化選抜の論点整理
25年 1月	第5回研究協議会 1月8日(火) ウェディングプラザ アラスカ	1 改善の方向性について 2 報告書の構成案について	第7回専門委員会 1月28日(月) 教育庁会議室	報告書(案)
2月	第6回研究協議会 2月27日(水) ウェディングプラザ アラスカ	報告書(案)		
3月	報告書提出 平成25年3月26日(火)			

